

お願いとお知らせ

- 医療費控除や事業・農業所得などを申告する方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませた上でお越しください。
- 「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますのでご連絡ください(申告会場にも申告書を用意しています)。
- 市民税・県民税において、次のような制度は原則として期限後の申告では適用が認められません。所得税の確定申告、市民税・県民税の申告のいずれかに必要事項を明記の上、必ず期限内に提出してください。

- ・住宅借入金等特別税額控除(年末調整で適用を受けている場合は申告不要)
- ・上場株式などの配当、源泉徴収選択口座内の株式などの譲渡所得を申告するかどうかの選択
- ・白色申告者に事業専従者がいる場合の控除
- ・損失額の繰り越しや、前年以前から繰り越した損失額の控除

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線 231・232)

医療費控除の取り扱いが一部変更

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、市や税務署から内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます(例: おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)  
 ※平成31年分の確定申告までは従来どおり領収書の添付または提示によることもできます)



セルフメディケーション税制

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行う方が、特定一般用医薬品等購入費(※)を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および適用を受ける年分において一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

▶市民税・県民税の申告についての問い合わせ

税務課市民税担当(内線 231・232)

▶所得税の確定申告についての問い合わせ

行田税務署 ☎ 556-2121

平成29年分の所得税および消費税の確定申告

行田税務署では、平成29年分の所得税等の確定申告の相談および申告書の受け付けを2月16日(金)から3月15日(木)まで、消費税等は4月2日(月)まで行います。なお、税務署は大変混雑します。来署してから

手続きが終了するまで時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください。会場の混雑状況により、受付を早めに締め切ることがあります。

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」をご利用ください

「確定申告書作成コーナー」は、画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動計算され、所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の確定申告書などを作成できる便利なシステムです。

また、作成したデータは、印刷して書面で提出できる他、e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して送信することもできます。

日曜日の相談について

行田税務署では、月～金曜日以外でも2月18日と2月25日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談を行います(現金納付の窓口業務は行いません)。

なお、この2日間の申告相談などの会場は熊谷税務署(熊谷市仲町41)です。行田税務署での業務は行いません。

▶問い合わせ 行田税務署 ☎ 556-2121

平成30年度 市民税・県民税、所得税

申告相談

申告期間は  
2月6日(火)から  
3月15日(木)まで

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書の提出をしていただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日程および会場を確認の上、ご利用ください。

市民税・県民税の申告が必要な方

平成30年1月1日現在、本市にお住まいで前年中に所得があった方は、原則申告が必要です。ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
  - ②給与所得者で勤務先から市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得がない方
  - ③合計所得金額が28万円以下の方
- ※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要となる場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告をする必要があります。

ご注意ください

次のような所得税の確定申告は、市の申告相談ではお受けできません。行田税務署で確定申告をお願いします。

- ・株式などの譲渡に関する申告
- ・繰越損失の申告
- ・青色申告
- ・先物取引に関する申告
- ・過年度分の申告
- ・平成29年中に死亡された方の申告など

平成30年度 市民税・県民税申告相談開催日程

【受付時間：午前9時30分～午後4時】

期日	会場	地区	混雑予想
2月6日(火)	太井公民館	西新町、苅里山町、清水町	混雑
7日(水)		門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町、深水町	混雑
8日(木)	持田公民館	持田1・2・3丁目	混雑
9日(金)		持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目	混雑
14日(水)	中央公民館 第1学習室 〔みらい〕内	大字佐間、佐間1・2・3丁目	—
15日(木)		旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上	—
16日(金)		埼玉	—
18日(日)		全地区	混雑
19日(月)		野、渡柳、利田	混雑
20日(火)		谷郷1・2・3丁目	—
21日(水)	〔行田グリーンアリーナ〕 2階研修室	大字谷郷、栄町、斎条、和田	—
22日(木)		上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸	—
23日(金)	荒木、小見	—	
27日(火)	総合福祉会館 〔やすらぎの里〕 第3研修室	須加、下中条	—
28日(水)		北河原	—
3月1日(木)		酒巻、犬塚、馬見塚	—
2日(金)	中江袋、南河原	—	
6日(火)	長野公民館	桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目	—
7日(水)		大字長野、長野1・2・3・4・5丁目	混雑
8日(木)	太田公民館	藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根	—
9日(金)		下須戸、小針、真名板	混雑
12日(月)	商工センター	大字忍、忍1・2丁目、本丸	—
13日(火)		矢場1・2丁目、行田、宮本、中央	混雑
14日(水)		城西1・2・3丁目	—
15日(木)		城西4・5丁目、天満、城南	—

申告相談にお持ちいただくもの

- ・印鑑
- ・平成29年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ・会社などにお勤めの方または公的年金などを受給されている方は、源泉徴収票(原本)
- ・社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書
- ・マイナンバーカード(個人番号カード)または通知カードおよび運転免許証などの身分証明書
- ・控除対象配偶者および扶養親族の方のマイナンバーカードまたは通知カードなど個人番号の確認ができるもの

ご注意ください

- ・表中の対象地区はあくまでも参考です。いずれの会場でも、対象地区以外の方の申告相談も受け付けています。
- ・市役所税務課窓口での申告相談は受け付けていません。
- ・申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。